

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月16日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyouzimu.htm">http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyouzimu.htm</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)への就学又は就園に要する費用の支給(就学支援金法第3条第1項の規定による支給を除く。)に関する事務(以下「高等学校等就学支援事務」という。)であって規則で定めるもの【修学支援特別融資制度における資金借入者に対する利子補給金の支給】
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)別表第1 第10の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)への就学又は就園に要する費用の支給(就学支援金法第3条第1項の規定による支給を除く。)に関する事務(以下「高等学校等就学支援事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱(平成17年4月8日京都府告示第253号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、高等学校等に在学する者で勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものを支援する修学支援特別融資制度を利用して修学資金を借り入れた者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給金を交付する。
⑦独自利用事務の関連規範		京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱(平成17年4月8日京都府告示第253号)